日本臨床細胞学会東海連合会規約

第1章 名称と事務局

- 第1条 本会は日本臨床細胞学会東海連合会と称する。
- 第2条 本会の事務局は愛知医科大学病院病理部内におく。

第2章 目的と事業

- 第3条 本会は東海三県(愛知・岐阜・三重)における臨床細胞学の進歩と普及をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1、学術集会および例会の開催
 - 2、その他本会の目的達成のため必要な事業

第3章 会員

- 第5条 東海三県(愛知・岐阜・三重)の各県の臨床細胞学会(仮称)の会員をもって本会の会員とみなす。また、非会員で本会の学術集会等に出席するものを当日会員とする。
- 第6条 会員は、本会が開催する集会に関する通知を受け集会に出席して業績を発表し、 発言することができる。
- 第7条 本会に多大な貢献をなしたものは、幹事会及び総会の決議に基づいて名誉会員 に推薦されることがある。
- 第8条 本会の事業に寄付その他援助を与える団体または個人を賛助会員とすることができる。

第4章 役員

第9条 本会に下記の役員をおく。

会長 1名 幹事 若干名

- 第10条 会長は三県の臨床細胞学会(仮称)の会長の互選により選出し、幹事会の承認を経て総会に報告する。
- 第11条 会長は随時幹事会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。
- 第12条 会長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし2期4年を超えないものとする。幹事は会長が委嘱する。幹事の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、 三県外への転勤および退職の場合は辞退するものとする。

第5章 会議の開催

- 第13条 本会は年1回の総会、学術集会と年3回の例会を開催する。学術集会長及び例 会長は幹事会において決定する。
- 第14条 会長は、学術集会、例会以外に随時研修会などを開催することができる。

第6章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費・寄付金をもって充当する。会費は一人あたり年2000 円とする。尚、継続して2年以上会費を滞納し督促に応じないときは、会員 の資格を喪失する。
- 第16条 公益社団法人日本臨床細胞学会名誉理事長、名誉会員、功労会員は会費を免除 される。
- 第17条 本会の会計は幹事のうち1名が担当管理する。
- 第18条 本会の会計年度は毎年1月1日にはじまり、同年12月31日に終わる。

第7章 規約の変更

第19条 この規約の変更は幹事会の決定によって行われる。

付 則

本規約は昭和59年制定。

平成17年1月1日 一部改訂。

平成19年1月1日 一部改訂。

平成23年9月8日 一部改訂。

平成24年1月4日 一部改訂。

平成25年4月1日 一部改訂。